

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1 . 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2 . 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	7
3 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	8
4 . 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表	10
5 . 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	11
6 . 株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	12
7 . 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	14
8 . 日経 3 0 0 株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表	16
9 . 受託契約準則の一部改正新旧対照表	18
10 . 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	20
11 . 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	25
12 . 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	30
13 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	31
14 . 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	34
15 . 株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	37
16 . 退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例の一部改正新旧対照表	40
17 . 日経 3 0 0 株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	42

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(8)の2 (略)</p> <p>(8)の3 新規上場申請に係る株券(外国株券を除く。以下この号において同じ。)(国内の他の金融商品取引所に上場されている株券又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。)について、上場時における単元株式数が100株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第12条の5第2項に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面</p> <p>(8)の4～(9) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内閣総理大臣等(内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者(新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。))をいう。以下同じ。)に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し 各2部(bに規定する書類については1部)</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(8)の2 (略)</p> <p>(8)の3 新規上場申請に係る株券(外国株券を除く。以下この号において同じ。)(国内の他の金融商品取引所に上場されている株券又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。)について、上場時における単元株式数が100株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第12条の3に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面</p> <p>(8)の4～(9) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内閣総理大臣等(内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者(新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。))をいう。以下同じ。)に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し 各2部(bに規定する書類については1部)</p>

a 有価証券届出書(法第5条第1項(法において準用する場合を含む。))に規定する届出書(法第5条第6項(法において準用する場合を含む。))の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する外国の者にあつては、当該書類及びその補足書類)及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。以下同じ。)(既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)

b・c (略)

d 届出目論見書及び届出仮目論見書

(4) 有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取下げを行った場合、又は発行登録による募集若しくは売出しを行った場合には、次の書類の写し 各2部(bに規定する書類については1部)

a～c (略)

d 発行登録目論見書、発行登録仮目論見書及び発行登録追補目論見書

e (略)

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し aからdまでに規定する書類については各2部、eからiまでに規定する書類については各1部

a 有価証券報告書(法第24条第1項(法において準用する場合を含む。))に規定する有価証券報告書(同条第8項(法において準用する場合を含む。))の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類)をいう。以下同じ。)(訂正有価証券報告書を含む。)
及びその添付書類(既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)

b 半期報告書(法第24条の5第1項(法において準用する場合を含む。))に規定す

a 有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)
及びその添付書類(既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)

b・c (略)

d 届出目論見書(届出仮目論見書を含む。)

(4) 有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取下げを行った場合、又は発行登録による募集若しくは売出しを行った場合には、次の書類の写し 各2部(bに規定する書類については1部)

a～c (略)

d 発行登録目論見書(発行登録仮目論見書を含む。)
及び発行登録追補目論見書

e (略)

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し aからdまでに規定する書類については各2部、eからiまでに規定する書類については各1部

a 有価証券報告書(訂正有価証券報告書を含む。)
及びその添付書類(既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)

b 半期報告書(訂正半期報告書を含む。)

る半期報告書（同条第7項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にとっては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正半期報告書を含む。）

c 四半期報告書（法第24条の4の7第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書（同条第6項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該四半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にとっては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正四半期報告書を含む。）

d 臨時報告書（法第24条の5第4項（法において準用する場合を含む。）に規定する臨時報告書（同条第15項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該臨時報告書に代わる書類を提出する外国の者にとっては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正臨時報告書を含む。）

e 自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書

f・g （略）

h 大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書

i 内部統制報告書（法第24条の4の4第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する（同条第6項において読み替えて準用する法第24条第8項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該内部統制報告書に代わる書類を提出する外国の者にとっては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正内部統制報告書を含む。）

(6) 新規上場申請者が発行者である有価証券について内閣総理大臣等に次の書類が提出

c 四半期報告書（訂正四半期報告書を含む。）

d 臨時報告書（訂正臨時報告書を含む。）

e 自己株券買付状況報告書（訂正自己株券買付状況報告書を含む。）

f・g （略）

h 大量保有報告書（訂正大量保有報告書を含む。）及び変更報告書（訂正変更報告書を含む。）

i 内部統制報告書（訂正内部統制報告書を含む。）

(6) 新規上場申請者が発行者である有価証券について内閣総理大臣等に次の書類が提出

された場合には、当該提出者から送付を受けた書類の写し

a (略)

b 大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書

(7)・(8) (略)

6 (略)

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー(特定事業会社(開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。)にあっては、中間監査を含む。以下同じ。)を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書(特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。以下同じ。)を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が本所が定める外国会社である場合には、この限りでない。

(1) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等(財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。)及び連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結附属明細表をいう。以下同じ。)又は財務書類(外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)のうち、本所が指定するもの

された場合には、当該提出者から送付を受けた書類の写し

a (略)

b 大量保有報告書(訂正大量保有報告書を含む。)及び変更報告書(訂正変更報告書を含む。)

(7)・(8) (略)

6 (略)

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー(特定事業会社(開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。)にあっては、中間監査を含む。以下同じ。)を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書(特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。以下同じ。)を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が本所が定める外国会社である場合には、この限りでない。

(1) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等(財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。)及び連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。)又は財務書類(外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)のうち、本所が指定するもの

(2) 第 2 項第 4 号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等(中間財務諸表(中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。) 及び中間連結財務諸表(中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。) をいう。以下同じ。) 若しくは四半期財務諸表等(四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。) (特定事業会社にあつては、中間財務諸表等を含む。) をいう。以下同じ。) 又は前項各号の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

(3) 有価証券上場規程の取扱い要領 2 . (1)
b の 3 に規定する財務諸表又は連結財務諸表

8 ~ 1 2 (略)

(新株予約権証券の上場)

第 1 0 条の 3 第 9 条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、次の各号に適合するとき (当該新株予約権証券が外国会社が発行するものである場合には、次の各号に準ずる基準に適合するとき) に上場を承認するものとし、その上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の日の前の日であつて、本所が定める日までとする。

(2) 第 2 項第 4 号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等(中間財務諸表(中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。) 及び中間連結財務諸表(中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。) をいう。以下同じ。) 若しくは四半期財務諸表等(四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。) (特定事業会社にあつては、中間財務諸表等を含む。) をいう。以下同じ。) 又は前項各号の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

(新設)

8 ~ 1 2 (略)

(新株予約権証券の上場)

第 1 0 条の 3 第 9 条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、原則として次の各号に適合するとき (当該新株予約権証券が外国会社が発行するものである場合には、次の各号に準ずる基準に適合するとき) に上場を承認するものとし、その上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の日の前の日であつて、本所が定める日までとする。

(1) ~ (5) (略)

(6) 公益又は投資者保護の観点から、その
上場が適当でない認められるものでないこ
と。

2 (略)

(日本語又は英語による書類の提出等)

第17条の2 新規上場申請者又は本所の上場有
価証券の発行者が本所へ提出する書類につい
ては、原則として、次に掲げるところによるもの
とする。

(1) 新規上場申請者又は本所の上場有価証
券の発行者が本所へ提出する書類につい
ては、日本語によるものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、新規上場申
請者又は本所の上場有価証券の発行者が外国
法人である場合は、本所が指定する書類等を
除き、英語によることができる。

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行
する。

(1) ~ (5) (略)

(新設)

2 (略)

(日本語による書類の提出等)

第17条の2 新規上場申請者又は本所の上場有
価証券の発行者が本所へ提出する書類につい
ては、原則として、日本語によるものとする。

2 (略)

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券、優先出資証券及び外国株預託証券等を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 単元株式数 単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること(国内の他の金融商品取引所に上場されている株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄であって、<u>単元株式数が1000株である場合を除く。</u>)。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年4月1日から施行し、平成26年4月1日以後に新規上場申請を行う者から適用する。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券、優先出資証券及び外国株預託証券等を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 単元株式数 単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること(国内の他の金融商品取引所に上場されている株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。)。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国会社に対するこの項、次項及び第8項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～dの2 (略)</p> <p><u>dの3 前dの2に規定する新株予約権無償割当てに係る発行登録(その取下げを含む。)</u>又は当該発行登録に係る新株予約権無償割当てのための需要状況若しくは権利行使の見込みの調査の開始</p> <p>e～aj (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2～10 (略)</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国会社に対するこの項、次項及び第8項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～dの2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>e～aj (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2～10 (略)</p>
<p>(会社情報の開示の方法)</p> <p>第2条の5 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7 上場会社は、施行令第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の本所への通知を行う場合には、第1項に規定する会社情報の開示により行うものとする。</u></p>	<p>(会社情報の開示の方法)</p> <p>第2条の5 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(新設)</p>

(株式分割の効力発生日等)

第 1 2 条の 4 (略)

2 上場会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して4 日目(休業日を除外する。) の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。

(単元株式数)

第 1 2 条の 5 上場内国株券の発行者は、上場内国株券の単元株式数を 1 0 0 株とするものとする。ただし、上場内国株券の単元株式数が 1 0 0 0 株である場合及び株券上場審査基準第 4 条第 1 項第 9 号ただし書の適用を受けて新規上場した場合には、この限りでない。

2 (略)

付 則

1 この改正規定は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
2 改正後の第 1 2 条の 5 第 1 項の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。

(株式分割の効力発生日等)

第 1 2 条の 4 (略)

2 上場会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して5 日目(休業日を除外する。) の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。

(単元株式数の変更等)

(新設)

第 1 2 条の 5 (略)

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>売買単位の統一に向けた努力</u>)</p> <p><u>第16条 上場会社(上場外国会社を除く。)</u>は、<u>上場株券の単元株式数を100株とするよう努めるものとする。</u></p> <p>(コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組み)</p> <p><u>第16条の2</u> (略)</p> <p>(公表措置)</p> <p>第22条 本所は、次の各号に掲げる場合であつて、本所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(1)の2 上場会社が適時開示規則第12条の5第1項の規定に違反したと本所が認める場合</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第22条第1項第1号の2の規定は、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組み)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(公表措置)</p> <p>第22条 本所は、次の各号に掲げる場合であつて、本所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q - Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、<u>産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合を含む。)</u>又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>(6) ~ (20) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q - Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社が債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1か年を経過した日から1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態となってから2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>(6) ~ (20) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

**株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する
有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>(株券上場廃止基準の特例)</p> <p>第2条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条第1項各号及び第2条の2第1項各号の規定の適用については、同基準第2条第1項第5号(第2条の2第1項第4号において読み替える場合を含む。)を次のとおりとする。</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社はその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき(当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったときで、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(dに掲げる事項を行う場合)にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態とな</p>	<p>(株券上場廃止基準の特例)</p> <p>第2条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条第1項各号及び第2条の2第1項各号の規定の適用については、同基準第2条第1項第5号(第2条の2第1項第4号において読み替える場合を含む。)を次のとおりとする。</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社はその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき(当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったときで、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次のaからcまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(cに掲げる事項を行う場合)にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)には、債務超過の状態とな</p>

ってから2年以内に債務超過の状態でなくな
らなかったとき。

a (略)

b 産活法第2条第25項に規定する特定認
証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手
続が実施された場合における産活法第49
条に規定する特例の適用を受ける特定調停
手続による場合も含む。)

c (略)

d (略)

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行
する。

ってから2年以内に債務超過の状態でなくな
らなかったとき。

a (略)

(新設)

b (略)

c (略)

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからpまでに適合していること。</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 一口当たりの<u>純資産額</u>が、上場の時までに5万円以上になる見込みのあること。</p> <p>f <u>純資産額</u>が、上場の時までに10億円以上になる見込みのあること。</p> <p>g～p (略)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからpまでに適合していること。</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 一口当たりの<u>純資産総額</u>が、上場の時までに5万円以上になる見込みのあること。</p> <p>f <u>純資産総額</u>が、上場の時までに10億円以上になる見込みのあること。</p> <p>g～p (略)</p>
<p>(投資口又は受益権の分割の効力発生日等)</p> <p>第11条の2 上場投資証券の発行者である投資法人又は上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社(委託者指図型投資信託の受益証券に限る。)若しくは受託者である信託会社等(委託者非指図型投資信託の受益証券に限る。)は、<u>上場不動産投資信託証券に係る投資口又は受益権の分割を行う場合には、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日を当該分割の効力発生日として定めるものとする。</u></p> <p>2 上場投資証券の発行者である投資法人又は上場不動産投資信託証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社(委託者指図型投資信託の受益証券に限る。)若しくは受託者である信託会社等(委託者非指図型投資信託の受益証券に限る。)は、前項に規定する場合において、<u>投資主総会の決議又は受益者の書面による決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該分割を行うことが確定する日から起</u></p>	<p>(投資口の分割の効力発生日等)</p> <p>第11条の2 上場投資証券の発行者である投資法人は、投資口の分割を行う場合には、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日を当該分割の効力発生日として定めるものとする。</p> <p>2 上場投資証券の発行者である投資法人は、前項に規定する場合において、<u>発行可能投資口総口数の増加に係る投資主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該分割を行うことが確定する日から起算して5日</u>且(休業日を除外する。)の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとする。</p>

算して4日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとする。

（上場不動産投資信託証券に関する行動規範）

第11条の3 上場不動産投資信託証券の発行者等は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は投資主若しくは受益者の利益の侵害をもたらすおそれのある上場不動産投資信託証券に係る投資口又は受益権の併合又は分割を行わないものとする。

（実効性の確保）

第11条の4 （略）

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

（新設）

（実効性の確保）

第11条の3 （略）

**日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、
業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>(投資信託委託会社が行う適時開示等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 投資信託委託会社は、次の各号に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)には、直ちにその事実を開示するとともに、本所が別に定めるところに従い、本所に通知するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(3)の2 受益証券に係る受益権の併合又は分割</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>(受益権の分割の効力発生日等)</u></p> <p><u>第9条の2 投資信託委託会社は、受益証券に係る受益権の分割を行う場合には、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等の翌日を当該分割の効力発生日として定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>投資信託委託会社は、前項に規定する場合において、受益者の書面による決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、同項に規定する分割を行うことが確定する日から起算して4日目(休業日を除外する。)の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。</u></p> <p><u>(行動規範)</u></p> <p><u>第9条の3 投資信託委託会社は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は受益者の利益の侵害をもたらすおそれのある受益証券に係る受益権の</u></p>	<p>(投資信託委託会社が行う適時開示等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 投資信託委託会社は、次の各号に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)には、直ちにその事実を開示するとともに、本所が別に定めるところに従い、本所に通知するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

併合又は分割を行わないものとする。

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(外国証券取引口座に関する約款の交付等)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 正会員は、第1項の規定による外国証券取引口座に関する約款の交付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第56条に定める方法と同様の方法をいう。以下この項及び第6項において同じ。)の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、電磁的方法により、当該約款に記載すべき事項を提供することができる。この場合において、当該会員は、当該顧客に当該約款を交付したものとみなす。</p> <p>4 正会員は、第1項の規定による申込書の受入れに代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下この項において同じ。)の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合、又は当該会員が定めるところにより用いる方法が当該申込書に記載されるべき外国証券取引口座に関する約款に基づく口座の設定を申し込む旨の顧客の意思を確認できるものである場合には、当該電磁的方法又は当該会員が定めるところにより用いる方法により、当該顧客から当該申込書により行うべき申込みを受けすることができる。この場合において、当該会員は当該</p>	<p>(外国証券取引口座に関する約款の交付等)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 正会員は、第1項の規定による外国証券取引口座に関する約款の交付に代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第56条に定める方法と同様の方法をいう。以下この項において同じ。)の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、電磁的方法により、当該約款に記載すべき事項を提供することができる。この場合において、当該会員は、当該顧客に当該約款を交付したものとみなす。</p> <p>4 正会員は、第1項の規定による申込書の受入れに代えて、顧客に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下この項において同じ。)の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、電磁的方法により、当該顧客から当該申込書により行うべき申込みを受けすることができる。この場合において、当該会員は当該顧客から当該申込書の提出を受けたものとみなす。</p>

<p>顧客から当該申込書の提出を受けたものとみなす。</p>	
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>6 <u>正会員は、第1項に定めるところにより顧客の口座を設定しようとする際に、当該顧客に対し、既に同項の外国証券取引口座に関する約款を交付している場合又は電磁的方法により当該約款に記載すべき事項を提供している場合(当該顧客に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を提示し、当該顧客の書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合に限る。)で、当該顧客から、改めて当該約款の交付を求める旨の申出がないときは、同項の規定にかかわらず、当該約款を交付することを要しないものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>7 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年4月9日から施行する。</p>	

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条(新規上場申請手続)第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、<u> </u>の部及び<u> </u>の部からなるものとし、次のaからhまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は<u> </u>の部とし、新規上場申請者(Q - B o a r dへの上場を申請する者及び外国会社を除く。)が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合(正当な理由により<u> </u>の部を作成することができない場合に限る。)又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は<u> </u>の部及び本所が上場審査のため適当と認める書類からなるものとする。</p> <p>a・b(略)</p> <p><u>bの2 前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が法第5条第8項に規定する書類を同条第6項の規定に基づいて提出している場合又は提出を予定している場合(同項に規定する公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合に該当する見込みがあると本所が認める場合に限る。)</u>には、「<u>新規上場申請のための有価証券報告書(の部)</u>」は、次の(a)から(c)までに掲げる書類とする。</p> <p><u>(a) 法第5条第8項に規定する書類</u></p> <p><u>(b) 前aの規定により記載すべき事項であって前(a)に掲げる書類に記載されていない事項を日本語又は英語によって記載した書面</u></p>	<p>2. 第3条(新規上場申請手続)第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、<u> </u>の部及び<u> </u>の部からなるものとし、次のaからfまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は<u> </u>の部とし、新規上場申請者(Q - B o a r dへの上場を申請する者及び外国会社を除く。)が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合(正当な理由により<u> </u>の部を作成することができない場合に限る。)又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は<u> </u>の部及び本所が上場審査のため適当と認める書類からなるものとする。</p> <p>a・b(略)</p> <p>(新設)</p>

(c) 新規上場申請者が外国株預託証券等の新規上場申請者である場合には、 e の (a) から (d) までに掲げる事項を日本語又は英語で記載した書面

b の 3 最近 2 年間 (「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。) に終了した事業年度 (直前事業年度を除く。) 又は連結会計年度 (直前連結会計年度を除く。) に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第 5 条第 1 項又は法第 2 4 条第 1 項から第 3 項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されている場合は、 「新規上場申請のための有価証券報告書 (の部) 」に当該財務諸表又は連結財務諸表を添付するものとする。

c 新規上場申請者 (Q - B o a r d への新規上場申請者を除く。以下この c 及び次の d において同じ。) が最近 1 年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の (a) 又は (b) に掲げる行為を行っている場合 ((a) に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和 3 8 年大蔵省令第 5 9 号。以下「財務諸表等規則」という。) 第 8 条第 3 項に規定する子会社をいう。以下同じ。) が行っている場合を含む。) は、 a 及び b の規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書 (の部) 」に当該 (a) 又は (b) に定める財務計算に関する書類 (当該「上場申請のための有価証券報告書 (の部) 」に記載されているもの及び本所が添付を要しないものとして認めるものを除く。) を添付するものとする。ただし、当該 (a) 又

(新設)

c 新規上場申請者 (Q - B o a r d への新規上場申請者を除く。以下この c 及び次の d において同じ。) が最近 1 年間 (上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼる。以下この 2 . 、 6 . 、 8 . 及び 1 0 . における「最近」の起算について同じ。) 又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の (a) 又は (b) に掲げる行為を行っている場合 ((a) に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和 3 8 年大蔵省令第 5 9 号。以下「財務諸表等規則」という。) 第 8 条第 3 項に規定する子会社をいう。以下同じ。) が行っている場合を含む。) は、 a 及び b の規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書 (の部) 」に当該 (a) 又は (b) に定める財務計算に関する書類 (当該「上場申請のための有価証券報告書 (

は(b)に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないとき並びに新規上場申請者が外国会社であって、本所が適当と認める財務書類を提出するときは、この限りでない。

(a) ・ (b) (略)

d ・ e (略)

f 新規上場申請者が外国株預託証券等の新規上場申請者である場合(新規上場申請者がbの2に規定する場合に該当する場合を除く。)には、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に、bの規定により「第7号様式」の「第二部」又は「第7号の2様式」の「第三部」に準じて掲げたものの前に「証券情報」の項を設けて、次に掲げる事項を記載するものとする。

(a) ~ (d) (略)

g ・ h (略)

(2) ・ (5) (略)

4 . の 2 第 3 条(新規上場申請手続)第 6 項関係
(1) (略)

(2) 新規上場申請者が外国会社(四半期報告書を作成している継続開示会社である外国会社を除く。)である場合には、前(1)に定める「上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第63号) 第85条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

5 . 第 3 条(新規上場申請手続)第 7 項関係

の部)」に記載されているもの及び本所が添付を要しないものとして認めるものを除く。)を添付するものとする。ただし、当該(a)又は(b)に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないとき並びに新規上場申請者が外国会社であって、本所が適当と認める財務書類を提出するときは、この限りでない。

(a) ・ (b) (略)

d ・ e (略)

f 新規上場申請者が外国株預託証券等の新規上場申請者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に、bの規定により「第7号様式」の「第二部」又は「第7号の2様式」の「第三部」に準じて掲げたものの前に「証券情報」の項を設けて、次に掲げる事項を記載するものとする。

(a) ~ (d) (略)

g ・ h (略)

(2) ・ (5) (略)

4 . の 2 第 3 条(新規上場申請手続)第 6 項関係
(1) (略)

(2) 新規上場申請者が外国会社(四半期報告書を作成している継続開示会社である外国会社を除く。)である場合には、前(1)に定める「上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第63号) 第83条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

5 . 第 3 条(新規上場申請手続)第 7 項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第7項ただし書に規定する「本所が定める外国会社」とは、次のa及びbに該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、bに規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前(2)の規定を準用して、その写しを提出することができる。

a・b (略)

(4) (略)

9. 第3条(新規上場申請手続)第12項関係

(1) 第12項に規定する「第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a (略)

b 「上場申請のための有価証券報告書(の部)」(第7項若しくは第9項又は2.(1)bの3若しくはcの規定により添付される書類を含む。)

c・d (略)

(2)・(3) (略)

16. 第12条の3(上場市場の変更)関係

(1) 第4項において準用する第3条第2項第4号に掲げる書類については、次に定めるところによる。

a・b (略)

c 第3条第7項第3号及び2.(1)bの3の規定は、「上場市場の変更申請のための有価証券報告書(の部)」について準用する。この場合において、2.(1)bの3中「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさ

(1)・(2) (略)

(3) 第7項ただし書に規定する「本所が定める外国会社」とは、次のa及びbに該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、bに規定する証明に係る監査報告書で訳文を付したものを提出するものとする。この場合において、当該監査報告書で訳文を付したものについては、前(2)の規定を準用して、その写しを提出することができる。

a・b (略)

(4) (略)

9. 第3条(新規上場申請手続)第12項関係

(1) 第12項に規定する「第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a (略)

b 「上場申請のための有価証券報告書(の部)」(第7項若しくは第9項又は2.(1)cの規定により添付される書類を含む。)

c・d (略)

(2)・(3) (略)

16. 第12条の3(上場市場の変更)関係

(1) 第4項において準用する第3条第2項第5号に掲げる書類については、次に定めるところによる。

a・b (略)

(新設)

かのぼる。以下同じ。」とあるのは「「最近」の計算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更申請日
がその直前事業年度の末日から起算して1
か月以内である場合には、当該直前事業年
度の前事業年度の末日をいう。）を起算日
としてさかのぼる。」と読み替える。

d （略）

(2)・(3) （略）

20. 第17条の2（日本語又は英語による書類
の提出等）関係

(1) 第1項第2号に規定する「本所が指定
する書類等」とは、適時開示等規則の規定に
基づく会社情報の開示に係る資料及び本所が
その都度日本語によることを必要と認めた書
類等をいうものとする。

(2) 本所所定の様式が日本語である場合に
第1項2号の規定に基づき英語により記載す
る書類の様式は、当該日本語による様式と同
一の内容を英語により記載したものとする。

(3) 本所に提出する書類が日本語又は英語
をもって記載したものでないときは、原則と
してその訳文を付すものとする。

(4) 前(3)に規定する訳文のうち、本所
が必要と認めるものについては、その訳文が
正確である旨を記載した翻訳者の証明を付す
るものとする。

(5) （略）

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行
する。

c （略）

(2)・(3) （略）

20. 第17条の2（日本語による書類の提出等）
関係

(新設)

(新設)

(1) 本所に提出する書類が日本語をもって
記載したものでないときは、原則として日本
語の訳文を付すものとする。

(2) 前(1)に規定する訳文のうち、本所
が必要と認めるものについては、日本語の訳
文が正確である旨を記載した翻訳者の証明を
付するものとする。

(3) （略）

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係 (1)～(5) (略) (6) 利益の額 a (略) b 第6号に規定する「利益の額」とは、<u>連結損益計算書等(連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。)</u>に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」(同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)とのいずれか低い額に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。)をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、<u>連結損益計算書等</u>に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。 c～f (略) g 第6号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。)を行っている場合は、合併前については、合併主体会社の<u>連結損益計算書等</u>に基づいて算定される利益の額(合併主体会社が連結財務</p>	<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係 (1)～(5) (略) (6) 利益の額 a (略) b 第6号に規定する「利益の額」とは、<u>連結損益計算書に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」(同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)とのいずれか低い額に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。)</u>をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、<u>連結損益計算書に基づいて算定される利益の額</u>に相当する額をいうものとする。 c～f (略) g 第6号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。)を行っている場合は、合併前については、合併主体会社の<u>連結損益計算書</u>に基づいて算定される利益の額(合併主体会社が連結財務諸</p>

諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、合併主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額)について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、合併主体会社の利益の額(cに規定する利益の額をいう。)又は合併当事者の結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

- h 第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者が前gの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が持株会社であって、持株会社になった後、新規上場申請日の直前事業年度の末日までに3年以上を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)には、最近3年間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結損益計算書等(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に基づいて算定される利益の額に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等(四半期連結損益計算書及び四半期連結利益計算書、又は四半期連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。))若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額)及び当該期間に係る子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結損益計算書等(当該子会社が当該期間に

表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、合併主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額)について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、合併主体会社の利益の額(cに規定する利益の額をいう。)又は合併当事者の結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

- h 第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者が前gの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が持株会社であって、持株会社になった後、新規上場申請日の直前事業年度の末日までに3年以上を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)には、最近3年間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結損益計算書(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に基づいて算定される利益の額に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額)及び当該期間に係る子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結損益計算書(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に掲記される売上高に相当する額(当該子会社が複数ある場合

において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に掲記される売上高に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書に掲記される売上高に相当する額)について審査対象とするものとする。

i (略)

j 第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者がgの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の連結会計年度の連結損益計算書等(当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に基づき算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分にに関する書面に剰余金処分量として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

k・l (略)

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a~c (略)

d 第7号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限

は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書に掲記される売上高に相当する額)について審査対象とするものとする。

i (略)

j 第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者がgの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の連結会計年度の連結損益計算書(当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に基づき算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分にに関する書面に剰余金処分量として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

k・l (略)

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a~c (略)

d 第7号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限

定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

e ~ g (略)

(8) 株式事務代行機関の設置

a (略)

b 第8号に規定する株式事務代行機関として本所が承認するものは、次のとおりである。

(a) 略

(b) 日本証券代行株式会社、東京証券代行株式会社及び株式会社アイ・アールジャパン

(9)・(10) (略)

5. 第6条(Q - Boardへの上場審査基準)
第1項関係

(1) ~ (4) (略)

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 第5号bに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

定の結論」が記載されていない場合をいうものとする。

e ~ g (略)

(8) 株式事務代行機関の設置

a (略)

b 第8号に規定する株式事務代行機関として本所が承認するものは、次のとおりである。

(a) 略

(b) 日本証券代行株式会社及び東京証券代行株式会社

(9)・(10) (略)

5. 第6条(Q - Boardへの上場審査基準)
第1項関係

(1) ~ (4) (略)

(5) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 第5号bに規定する「本所が適当と認める場合」とは、監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合をいうものとする。

c (略)

c (略)

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(競争入札による公募等の方法)</p> <p>第3条 上場前公募等規則第4条第2項の規定により、競争入札による公募等は、次の各号に従い行うものとする。</p> <p>(1) 元引受会員は、原則として上場前の公募等に係る有価証券届出書(添付書類及び訂正届出書を除く。以下この号において同じ。)の提出日(当該有価証券届出書に競争入札による公募等の発行価格又は売出価格の記載がない場合には、当該有価証券届出書の提出日及び当該発行価格又は売出価格に係る訂正届出書の提出日(この場合において、当該有価証券届出書提出後に競争入札による公募等に係る株式数に変更があるときは、当該株式数の変更に係る訂正届出書の提出日を含む。))に、競争入札による公募等についての<u>公告</u>を行うものとする。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>(競争入札による公募等の方法)</p> <p>第3条 上場前公募等規則第4条第2項の規定により、競争入札による公募等は、次の各号に従い行うものとする。</p> <p>(1) 元引受会員は、原則として上場前の公募等に係る有価証券届出書の提出日(当該有価証券届出書に競争入札による公募等の発行価格又は売出価格の記載がない場合には、当該有価証券届出書の提出日及び当該発行価格又は売出価格に係る訂正届出書の提出日(この場合において、当該有価証券届出書提出後に競争入札による公募等に係る株式数に変更があるときは、当該株式数の変更に係る訂正届出書の提出日を含む。))に、競争入札による公募等についての<u>広告</u>を行うものとする。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5．第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a 第2条第1項第1号aに掲げる事項</p> <p>（a）・（b）（略）</p> <p>（c）<u>目論見書及び届出仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類</u> 作成後直ちに</p> <p>この場合において、上場会社は、当該目論見書（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>（d）～（f）（略）</p> <p>b 第2条第1項第1号bに掲げる事項</p> <p>（a）発行登録に関する次の書類</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ <u>発行登録目論見書及び発行登録仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類</u> 作成後直ちに</p> <p>ハ～ホ（略）</p> <p>（b）（略）</p> <p>c（略）</p> <p>cの2 第2条第1項第1号dの2に掲げる事項</p> <p><u>株式無償割当ての決議又は決定を行った場合は次の（a）に掲げる書類、新株予約権無償割当ての決議又は決定を行った場合は次の（a）から（c）までに掲げる書類</u></p>	<p>5．第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a 第2条第1項第1号aに掲げる事項</p> <p>（a）・（b）（略）</p> <p>（c）<u>目論見書（届出仮目論見書及びこれらの訂正事項分を含む。）</u> 作成後直ちに</p> <p>この場合において、上場会社は、当該目論見書（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>（d）～（f）（略）</p> <p>b 第2条第1項第1号bに掲げる事項</p> <p>（a）発行登録に関する次の書類</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ <u>発行登録目論見書（発行登録仮目論見書を含む。）</u> 作成後直ちに</p> <p>ハ～ホ（略）</p> <p>（b）（略）</p> <p>c（略）</p> <p>cの2 第2条第1項第1号dの2に掲げる事項</p> <p>株式無償割当て又は新株予約権無償割当て日程表 確定後直ちに</p>

(a) 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て日程表 確定後直ちに

(b) 有価証券届出効力発生通知書の写し 受領後直ちに

(c) 有価証券通知書及び変更通知書の写し 内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

c の 3 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 号 d の 3 に掲げる事項

次の (a) 及び (b) に掲げる書類

(a) 発行登録に関する次のイから八までに掲げる書類

イ 発行登録効力発生通知書の写し
受領後直ちに

ロ 発行登録通知書の写し
内閣総理大臣等に提出後直ちに

ハ 発行登録取下届出書の写し
内閣総理大臣等に提出後直ちに

(b) 需要状況又は権利行使の見込みの調査の開始に関する次の書類

本所所定の「需要状況又は権利行使の見込みの調査開始通知書」 決定後直ちに (調査開始日の前日まで)

d ~ k (略)

1 第 10 号に掲げる事項

(a) ・ (b) (略)

(c) 目論見書及び届出仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類

作成後直ちに

この場合において、上場会社は、当該目論見書 (法第 13 条第 1 項前段及び第 3 項の規定により作成されたものを除く。) を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(d) (略)

(e) 発行登録に関する次の書類

d ~ k (略)

1 第 10 号に掲げる事項

(a) ・ (b) (略)

(c) 目論見書 (届出仮目論見書を含む。)
作成後直ちに

この場合において、上場会社は、当該目論見書 (法第 13 条第 1 項前段及び第 3 項の規定により作成されたものを除く。) を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(d) (略)

(e) 発行登録に関する次の書類

イ (略)

ロ 発行登録目論見書及び発行登録仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類

作成後直ちに

ハ～ヘ (略)

m・n (略)

(4)～(7) (略)

8. 第7条(新株予約権の行使の通知)関係

(1) 第7条第1項の規定により上場会社が行う他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権の株式への転換通知又は新株予約権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a (略)

b 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知(ファクシミリによる送信を含む。)

(a)～(c) (略)

(d) 上場している新株予約権証券の数が500単位未満となった場合及び1単位未満となった場合 その都度直ちに

(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

イ (略)

ロ 発行登録目論見書(発行登録仮目論見書を含む。)

作成後直ちに

ハ～ヘ (略)

m・n (略)

(4)～(7) (略)

8. 第7条(新株予約権の行使の通知)関係

(1) 第7条第1項の規定により上場会社が行う他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権の株式への転換通知又は新株予約権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a (略)

b 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知(ファクシミリによる送信を含む。)

(a)～(c) (略)

(新設)

(2) (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係 (1)～(4) (略) (5) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2.(5)aに規定する連結貸借対照表(比較情報(財務諸表等規則第6条、連結財務諸表等規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第63号)第4条の3、四半期連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第3条の2及び中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成11年大蔵省令第24号)第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。)を除く。以下この号において同じ。)に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、同取扱い2.(5)bに規定する貸借対照表(比較情報を除く。以下この号において同じ。)に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額とする。)が負である場合をいう。ただし、IFRS任意適用会社(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。)である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額</p>	<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係 (1)～(4) (略) (5) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2.(5)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、同取扱い2.(5)bに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額とする。)が負である場合をいう。ただし、IFRS任意適用会社(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。)である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(会計基準の差異による影響額(本所が必要と認めるものに限る。)を除外した額をいう。)が負である場合をいうものとする。</p>

(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額) に相当する額 (会計基準の差異による影響額 (本所が必要と認めるものに限る。) を除外した額をいう。) が負である場合をいうものとする。

b・c (略)

d 第 5 号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度 (上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度) に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 2 条第 1 項第 3 号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画 (第 5 号ただし書に定める「 1 か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。) を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の (a) 及び (b) に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイ又はロの区分に従い、当該イ又はロに規定する書面

イ (略)

ロ 産活法第 2 条第 2 5 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生 (当該手続が実施された場合における産活法第 4 9 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)

ハ (略)

(b) (略)

e・f (略)

(6) ~ (1 6) (略)

b・c (略)

d 第 5 号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度 (上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度) に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 2 条第 1 項第 3 号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画 (第 5 号ただし書に定める「 1 か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。) を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の (a) 及び (b) に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイ又はロの区分に従い、当該イ又はロに規定する書面

イ (略)

(新設)

ロ (略)

(b) (略)

e・f (略)

(6) ~ (1 6) (略)

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

**株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する
有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>1. 第2条（株券上場廃止基準の特例）関係 株券上場廃止基準の取扱い1.（5）の規定は、第2条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.（5）dの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>d 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の（a）及び（b）に定めるところによる。</p> <p>（a） 次の（b）の規定は、第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「1年以内（<u>d</u>に掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。）」とあるのは「1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定の日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの（イ）及び（ロ）の規定は適用しない。</p> <p>（b） 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」</p>	<p>1. 第2条（株券上場廃止基準の特例）関係 株券上場廃止基準の取扱い1.（5）の規定は、第2条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.（5）dの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>d 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の（a）及び（b）に定めるところによる。</p> <p>（a） 次の（b）の規定は、第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「1年以内（<u>c</u>に掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。）」とあるのは「1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定の日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの（イ）及び（ロ）の規定は適用しない。</p> <p>（b） 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」</p>

に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の（イ）から（二）までの区分に従い、当該（イ）から（二）までに規定する書面

（イ）（略）

（ロ） 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続きに基づく事業再生（当該手続きが実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

（ハ）

（二）

ロ 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただ

に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書に規定する「1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の（イ）から（ハ）までの区分に従い、当該（イ）から（ハ）までに規定する書面

（イ）（略）

（新設）

（ロ）（略）

（ハ）（略）

ロ 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただ

し書に規定する「1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a eに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

し書に規定する「1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a eに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

**退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する
取扱い要領の特例の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>1．退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異(費用の減額処理が行われるべきものを除く。)が発生した新規上場申請者に対する株券上場審査基準第4条第1項第5号及び第6号の規定の適用に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2.(5)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額及び同bに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額(会計基準変更時差異から直前事業年度以前の事業年度において費用処理された額を控除した額をいう。)を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、同取扱い2.(6)bに規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算することができるものとする。</p> <p>2．退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱いの特例(株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係)</p>	<p>1．退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異(費用の減額処理が行われるべきものを除く。)が発生した新規上場申請者に対する株券上場審査基準第4条第1項第5号及び第6号の規定の適用に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2.(5)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額及び同bに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額(会計基準変更時差異から直前事業年度以前の事業年度において費用処理された額を控除した額をいう。)を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、同取扱い2.(6)bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算することができるものとする。</p> <p>2．退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱いの特例(株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係)</p>

退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度（平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。）において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者に対する株券上場審査基準第4条第1項第6号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、株券上場審査基準の取扱い2.(6)bに規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度における当該会計基準の変更による影響額（過年度に係る影響額に限る。）を加算することとする。

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度（平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。）において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者に対する株券上場審査基準第4条第1項第6号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、株券上場審査基準の取扱い2.(6)bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度における当該会計基準の変更による影響額（過年度に係る影響額に限る。）を加算することとする。

**日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、
業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)</p> <p>第7条 受益証券特例第7条第1項第3号に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書面をいうものとし、本所が定める時期とは、当該各号に定める時期をいうものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 受益証券特例第6条第2項第3号の2に掲げる事項</u></p> <p><u>受益証券に係る受益権の併合又は分割の日程表について、確定後直ちに</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)</p> <p>第7条 受益証券特例第7条第1項第3号に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書面をいうものとし、本所が定める時期とは、当該各号に定める時期をいうものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>2～4 (略)</p>